こんにちは、
日本共産党井上けんじです

日本共産党南地区委員会☎ 371-9164 自宅☎（F 兼）691-3323 （携帯） 090-7880-9442
日本共産党京都市会議員団 ☎２２２－３７２８ FAX ２１１－２１３０
市会議員団ホームページ http://cpgkyoto.jp/ E-mail info@cpgkyoto.jp
２０１８年８月26日号

「市民税が増えた」とは言うものの・・

市長が2017年度決算概要を発表

市長が、市の17年度結算の概要を発表しました。16年度に比べ、市民税が増えた、景気は回復基調、とのことですが、その実際はどうか。今号は、この点について考えます。

個人市民税

個人市民税の、所得別の分布（どれ位の所得の人がどれ位の税金を納めている等の区別）については、全く明らかにされていません。庶民と高額所得者の違いが無視され、平均所得が上がったと言ってみたところで、高額所得者の一人勝ちかも知れないのです。これでは庶民の生活実態は分かりません。もっと問題は、市民税自体が、大金持ちも庶民も同じ税率だということです。

累進税率こそが実質公平

市民税は、①均等割と②所得割から成りますが、②が所得に関係なく一律10％（府民税を含む）で、「高い所得には高い税率で、低い所得には低い税率で（これを累進制と呼んでいます）」という集め方の大原則を踏みにじっていることです。相対的に、高額所得者ほど安く、庶民ほど高くなります。昔は民主的な累進制でした（左上の表）。①は、逆累進制の典型で、廃止すべきです。

控除額（収入から差引く必要経費）が少ないので見かけの所得が高くなり、所得税より高くなるのも問題です。

法人市民税

①均等割と②法人税割から成りますが、②の計算方法は、国に払う法人税Ａ×税率Ｂです。政府の法人税大幅減税策によってＡが減り、従って②も減っているのに、市長が言いなりになっていることが一番の問題です。

Ｂも二段階しかなく、大企業ほど相対的には負担割合が低くなっています。これらの問題点について、９月の議会で追及の予定です。

住民税最高税率の推移

期間	課税所得	税率
～１９７９年度	５０００万円～	１８％
～　８７年度	４９００　～	１８
８８年度	１９００　～	１６
～　９０年度	５００　～	１５
～　９４年度	５５０　～	１５
～　９８年度	７００　～	１５
～２００６年度	７００　～	１３
２００７年度～	所得に拘わらず	１０

昔は、お金持ちは１８％払っていました。ちなみに、１９８７年当時、庶民は、４.５％、５％、６％、７％、８％、９％など、今よりずっと低く、所得に応じた累進税率で、合計１４段階に分かれていました。

最近の相談から

◎老人医療の受給者証が７月末で期限が切れたので、一緒に更新の手続きに区役所へ行ってきました。８月中なら１日に遡れます。
◎生活保護申請に同行。
◎近所にホテル建設の予定。一緒に「市中高層条例」について担当の課長に聞きました。事業者と紛争の場合、市に仲介役を求めることができます。
◎遺族年金について。
◎隣地境界の問題で一緒に弁護士に相談に行きました。
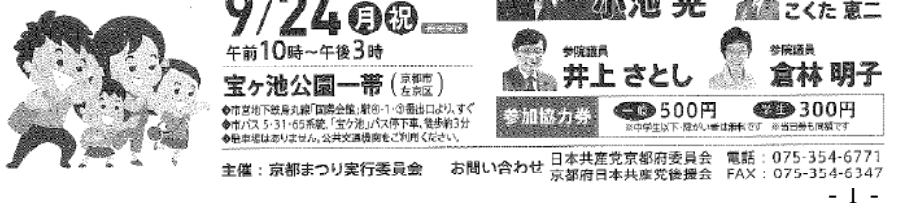
抽選券